

定 款

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、豊中市における部落問題の解決のための施策をはじめ、人権施策の推進に、豊中市と連携・協力するとともに、差別のないコミュニティの形成に寄与し、すべての人の人権が尊重される人権文化のまちづくりの実現に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 部落問題解決のための調査研究・人権啓発・学習支援に関すること。

(2) 様々な人権課題を有する人々の自立・自己実現を図るための支援および人権相談並びにこれらの事業を通じた実態把握に関すること。

(3) 人権文化のまちづくりのネットワークの構築および協働の推進に関すること。

(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して拠出する財産及びその額は、次のとおりとする。

設立者	中川幾郎
住 所	大阪府豊中市北桜塚一丁目5番11号
現 金	金100万円

設立者	前田勝正
住所	大阪府豊中市蛭池北町三丁目12番5号
現金	金100万円
設立者	重本美吹
住所	大阪府豊中市宝山町2番27号
現金	金100万円

(基本財産)

第8条 前条の財産は、当法人の事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 前項に定めた財産若しくは評議員会において決議した財産は、当法人の基本財産とする。

3 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることでできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退

任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を執行するために必要とする費用を支払うことができる。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、評議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、2名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

- 4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長、専務理事を選定することができる。ただし、副理事長及び専務理事は各1名とする。
- 5 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第32条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、名誉会長及び顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更並びに廃止に関する事項

(招集)

第35条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議に加わることのできない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 5 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 41 条 当法人は基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 当法人の清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 43 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 事務局

(設置等)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第45条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事、監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書及び会計監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第7章 附則

(設立時評議員)

第46条 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。

設立時評議員	氏名	西田正一
	氏名	山口博之
	氏名	西田益久
	氏名	寺本美鶴
	氏名	高野アヤ子
	氏名	島田忠雄
	氏名	石原 敏
	氏名	玉置好徳
	氏名	小林理子
	氏名	田中 渡

(設立時役員等)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、第25条第1項並びに第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

設立時理事 氏名 中川幾郎
氏名 八塚勇一
氏名 西村壽子
氏名 前田勝正
氏名 佐々木寛治
氏名 林 誠子
氏名 平尾 和
設立時代表理事 住所 大阪府豊中市北桜塚一丁目5番11号
氏名 中川幾郎
設立時監事 氏名 谷村政廣

(最初の事業計画等)

第48条 当法人の設立初年度並びに次年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第50条 定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成22年 3月 1日

設立者 住所 大阪府豊中市北桜塚一丁目5番11号
氏名 中川幾郎

設立者 住所 大阪府豊中市蛭池北町三丁目12番5号
氏名 前田勝正

設立者 住所 大阪府豊中市宝山町2番27号
氏名 重本美吹

以上、一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会を設立するため各設立者を代理して、司法書士平良明德は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

上記代理人 司法書士 平良明德